

基本方針及び令和7年度重点項目

1 基本方針

大分県立図書館は、社会教育法、図書館法並びに本県教育の基本施策を踏まえ、全ての県民の生涯にわたる多様な学びを支える知の拠点を目指して、大分県公文書館、大分県立先哲史料館と一体となって、「だれでも、いつでも、どこからでも」利用できる社会教育施設としての機能を果たさなければならない。

I C Tの急速な進展などにより情報の取得方法が多様化する中、様々なニーズに応じた的確なサービスが提供できるよう「専門性」「多様性」「広域性」をコンセプトに、県内公共図書館・学校図書館、公民館のみならず、他の行政機関や民間団体とも連携を進めつつ、県民の人生を豊かにする図書館サービスの構築・提供を行う。

2 令和7年度重点項目

専門性

（知の拠点としての図書館）

県立ならではの資料収集・保存・提供の推進

- ・ 専門的・学術的資料の積極的収集
- ・ 郷土資料（デジタル資料を含む）の網羅的収集・保存と利活用の促進
- ・ 今後5年間の収蔵スペース確保のための保存資料・書架配分の見直しの促進

読書環境におけるDXの推進

- ・ 郷土資料のデジタル化の加速、県内関係機関との連携による[おおいたデジタル資料室]の充実・利用促進
- ・ ホームページ、SNS（Facebook、X、Instagram）による情報発信の強化
- ・ 利用者拡大に向けた電子書籍のコンテンツ拡充
- ・ 図書館システム更新に向けてWebサービス強化などの検討

（仕事やくらしに役立つ図書館）

県民の調査研究・課題解決の支援

- ・ 行政や民間団体等の多様な主体との効果的な連携による講座や企画展示、イベントの実施
- ・ 研修の充実（計画的な実施、外部研修の積極的な受講）による司書の資質向上

多様性

（県民の生涯にわたる多様な学びを支える図書館）

多様な県民が利用できるサービスの充実

- ・ バリアフリー資料等、アクセスしやすい資料の充実や機器の貸出などの促進
- ・ 「バリアフリー図書セット」の貸出拡充による学校や市町村立図書館での読書バリアフリー図書常設に向けた支援

子どもが本に親しむ機会の充実

- ・ 「子ども読書支援センター」の利用促進による子どもの読書活動を支える人材の育成・支援
- ・ 不登校支援を行う機関や矯正施設等と連携した、様々な環境にある児童・生徒への読書活動支援
- ・ 多言語絵本等の資料提供による日本語を母語としない子どもへの読書活動支援
- ・ 手話のおはなし会・講習の開催など障がいを持つ子どもへの読書活動支援

広域性

（ネットワークの中核としての図書館）

県内図書館及び関係者への支援と連携

- ・ 県内公共図書館の連携・協力体制の構築
- ・ 協力貸出の利用促進や専門性の高い研修の開催などによる学校図書館への支援

（社会教育センターとしての機能を発揮する図書館）

社会教育の推進による多様な学びを支える環境づくり

- ・ 公民館等における「やさしい日本語」講座未実施市町村への重点的な啓発と講座実施
- ・ 社会教育や地域づくり関係者を対象とした研修の体系化
- ・ 大学等と連携した社会教育に関する専門的・実践的な調査研究の実施
- ・ 生涯学習情報のプラットフォームとしての「まなびの広場おおいた」の内容充実